

## 忍野村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

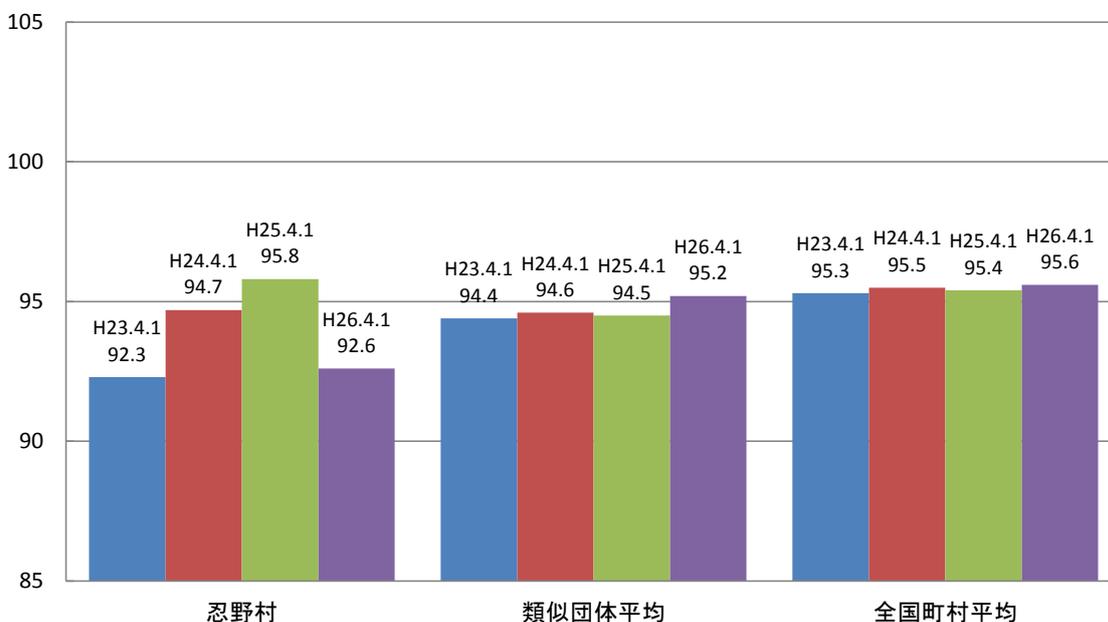
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	9,206	4,364,180	348,416	814,900	19	16

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	103	365,514	53,788	129,620	548,922	5,329	5,474

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付き短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用い、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与改定の状況

##### ① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	— 円	— 円	— 円	— %	%	0.27 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	— 月	— 月	— 月	— 月	月	4.1 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされている。

##### ① 給料表の見直し

〔実施〕 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 一般行政職、看護・保健職給料表について国の見直しを踏まえ平均2.7%引き下げ改定。  
 給料表引下げによる激変緩和措置として3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

### 2 職員の平均給与月額、初任給の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

##### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
忍野村	43.8 歳	308,166 円	369,540 円	331,598 円
山梨県	43.3 歳	338,685 円	423,263 円	376,250 円
国	43.5 歳	335,000 円	408,472 円	— 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
忍野村	55.5 歳	11	250,327円	251,420円	250,872円	—	—	—	—
うち給食調理員	54.1 歳	5	244,740円	245,140円	245,140円	調理士	45.0歳	273,900円	0.9
うち用務員	57.0 歳	2	254,450円	255,450円	255,450円	用務員	54.3歳	199,300円	1.3
うちその他	55.1 歳	4	255,250円	255,750円	255,750円	調理士	45.0歳	273,900円	0.9
山梨県	50.4 歳	134	346,283円	398,116円	372,299円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119	287,992円	326,611円	—	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳		268,651円	291,577円	280,425円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
忍野村	—	—	—
うち給食調理員	3,898,131円	3,687,100円	1.1
うち用務員	4,062,775円	2,747,000円	1.5
うちその他	4,069,040円	3,687,100円	1.1

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		忍 野 村	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	146,700 円	— 円
	中 学 卒	129,200 円	129,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

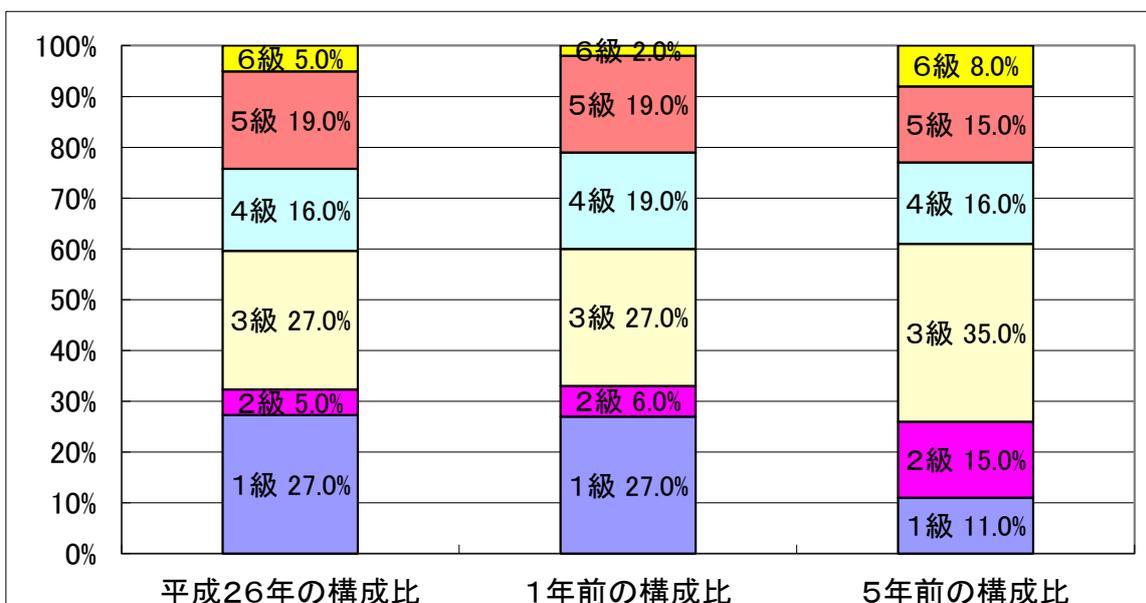
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,100 円	332,600 円	376,400 円	387,700 円
	高 校 卒	— 円	300,800 円	330,600 円	372,366 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	250,800 円	254,450 円	260,600 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	17人	27%	135,600円	243,700円
2級	主任	3人	5%	185,800円	308,100円
3級	副主査・係長	17人	27%	222,900円	355,000円
4級	課長補佐・所長・館長・主幹	10人	16%	261,900円	388,600円
5級	所長・局長・課長	12人	19%	289,200円	401,000円
6級	課長・会計管理者	3人	5%	320,600円	423,000円

- (注) 1 忍野村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合。）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成27年度試行、平成28年度完全実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

忍 野 村		山 梨 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,258 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,484 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

6月1日及び12月1日を基準日とし、それぞれ基準日に在職する職員に対し基準日以降6か月以内の期間における勤務成績により支給しています。  
なお、人事評価結果の反映は28年度から完全実施します。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

忍 野 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.620 月分	27.025 月分	勤続20年	21.620 月分	27.025 月分
勤続25年	30.820 月分	36.570 月分	勤続25年	30.820 月分	36.570 月分
勤続35年	43.700 月分	52.440 月分	勤続35年	43.700 月分	52.440 月分
最高限度額	52.440 月分	52.440 月分	最高限度額	52.440 月分	52.440 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無 )			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 ##### 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		504 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		72,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		6.8 %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)
税務手当	税の賦課徴収の事務に従事する職員	税の賦課徴収事務	504 千円
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫事務	0 千円
		左記職員に対する支給単価	月額 6,000円 作業1日当たり 200円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	23,411 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	227 千円
支給実績（平成24年度決算）	19,329 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	212 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①配偶者13,000円/月 ②配偶者以外の扶養親族2人目まで6,000円/月 (配偶者被扶養の場合は1人目6,500円/月) (配偶者がいない場合は1人目11,000円/月) 3人目以降5,000円/月 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		8,468 千円	256,607 円
住居手当	居住するための住宅を借り受け、居住し月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 家賃の額に応じて最高27,000円/月まで	同じ		924,000 千円	308,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ①交通機関利用者 通勤の為に負担している運賃等額に応じ、最高55,000円まで ②交通用具使用者 通勤の為、自動車等の使用距離に応じ、2,000円(片道2km～5km未満)から最高20,900円(40km以上)	同じ		2,065 千円	50,363 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その職の区分に応じ29,600円から62,300円の5段階で支給	同じ		9,365 千円	585,321 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に支給 扶養親族の人数に応じて、年額36,800円～89,000円	同じ		5,212 千円	51,607 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	村 長	650,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 826,500 円 / 410,000 円	
	副 村 長	520,000	円	630,000 円 / 508,000 円	
報 酬	議 長	200,000	円	330,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	170,000	円	284,000 円 / 164,000 円	
	議 員	155,000	円	270,000 円 / 145,100 円	
期 末 手 当	村 長	(25年度支給割合)			
	副 村 長	3.35 月分			
議 長	副 議 長	(25年度支給割合)			
	議 員	3.35 月分			
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 村 長	給料月額×42/100×在職月数	13,104,000	任期毎	
	備 考	給料月額×25/100×在職月数	6,240,000	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

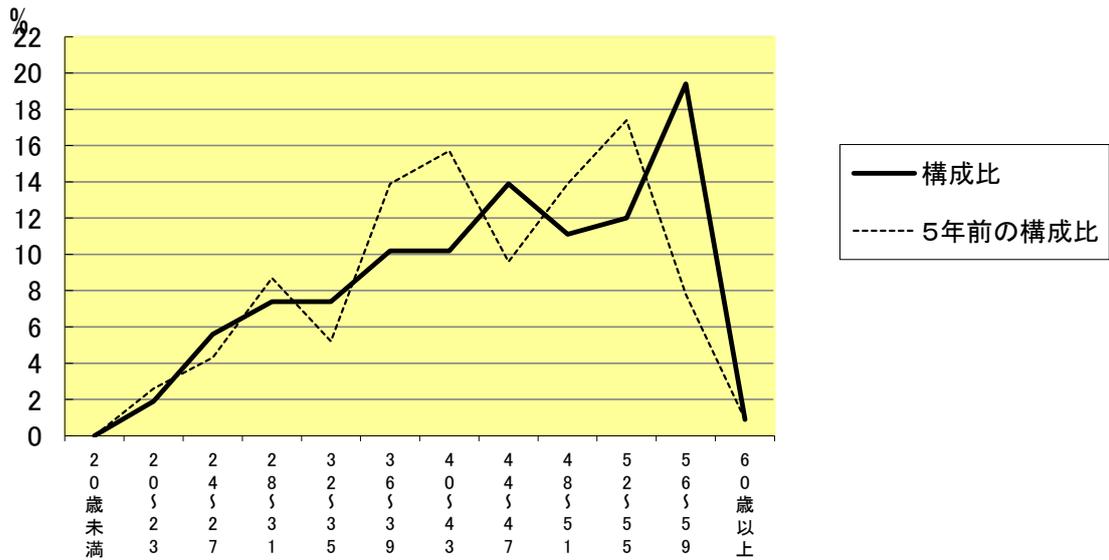
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	1	1	0	商工部門の配置換えによる減 富士山世界遺産登録による観光業務増  退職者不補充
		総 務	16	16	0	
		税 務	7	7	0	
		農 水	6	5	(1)	
		商 工	1	2	1	
		土 木	4	4	0	
民 生	32	32	0			
衛 生	10	9	(1)			
	計	77	76	(1)	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.25人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数99.12人)	
	教 育	26	24	(2)	退職者不補充	
	小 計	103	100	(3)	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.23人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数120.72人)	
公 営 企 業 等	水 道	2	2	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	7	7	0		
合 計		110	107	(3)	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.11人	
		[ 124 ]	[ 124 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	計
職員数	0人	2人	6人	8人	8人	11人	11人	15人	12人	13人	21人	1人	108人			

※常勤の教育長を含みます。

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	80	79	77	77	77	76	▲4 (-5.0%)
教育	29	28	27	26	27	25	▲4 (-13.8%)
普通会計	109	107	104	103	104	101	▲8 (-7.3%)
公営企業等会計	6	6	5	7	7	7	1 (16.6%)
総合計	115	113	109	110	111	108	▲7 (-6.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長を含みます)  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。